東 農 第 1931 号 令 和 7 年 2 月 4 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長 小 椋 正 清

市町村名(市町村コード)		東近江市			
	(252131)				
地域名 (地域内農業集落名)	上岸本				
	(上岸本町)				
協議の結果を取りまとめた年月日		令和7年2月3日			
		(第1回)			

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

後継者不在の農業者の農地は、現在は脇坂農場、奥村農場、上岸本転作受託組合に委託している。	
後松日个任の辰未日の辰地は、現任は励奴辰场、笑竹辰场、二片平和TF文託祖立に安託している。	

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稲を主要作物としつつ、地域の特産物であるメロン・トマト・梨を段階的に有機農法に切り替え、団地化を形成する。 今後認定農業者、上岸本転作受託組合(法人)に集約化を進めつつ地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を 受け入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積		84.7 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	84.7 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項										
(1)農用地の集積、集約化の方針										
今後集約化は進めなければし	いけないが、	今現在予定はない	١,							
(2)農地中間管理機構の活用方針										
地域全体を農地バンクに貸付、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。										
(3)基盤整備事業への取組力										
農地の大区画化・汎用化等の	基盤整備を	計画する。								
(4)多様な経営体の確保・育月							·— 14	6. 1==d, 1 > 1		
地域内外から多様な経営体を 着まで切れ目なく取り組んでし		と踏まえながら担し	・手と	こして育成いている	(1=0	り市町村及びJAと	連携	もし、相談から定		
() att all 14 - (- A 44 - att all 14										
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針										
作業の効率化が期待できることは、業者へ委託を進める。										
以下任意記載事項(地域の実	1				して		I	T		
□□□□鳥獸被害防止対策	□□②有機	・減農薬・減肥料		③スマート農業	0	④畑地化・輸出等	200	⑤果樹等		
□ ⑥燃料・資源作物等	□⑦保全	•管理等		⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携等		⑩その他		
【選択した上記の取組方針】										